国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

令和２年１１月２６日
国土交通省　東北運輸局

東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、令和２年１０月は５件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

1　行政処分等の年月日

2　事業者の氏名又は名称（法人番号、代表者名）

3　事業者の所在地

4　営業所の名称

5　営業所の所在地

6　行政処分等の内容

7　主な違反の条項

8　違反行為の概要

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：鈴木、清野
℡：０２２－７９１－７５３２

（別紙）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

令和2年10月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	令和2年10月5日	株式会社杜の都交通 （法人番号5370001014668） 高橋　昭	宮城県仙台市太白区山田本町8番31号	本社営業所	宮城県仙台市太白区山田本町8番31号	文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和2年10月5日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
2	令和2年10月5日	あさひ自動車株式会社 （法人番号8410001000041） 佐藤　武義	秋田県秋田市牛島西1丁目1番11号	本社営業所	秋田県秋田市牛島西1丁目627番地42、56	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和元年11月27日及び令和2年8月13日、監査を実施した結果、3件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第1項） （2）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項） （3）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）
3	令和2年10月28日	株式会社帝産キャブ仙台 （法人番号1370001005596） 菊地　一男	宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目9番11号	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目9番11号	文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和2年10月28日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
4	令和2年10月28日	株式会社ユニ・メディア （法人番号5370001001261） 菅野　徳彦	宮城県仙台市泉区黒松2丁目20番14号	本社営業所	宮城県仙台市泉区山の寺1丁目71－1	文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和2年10月28日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
5	令和2年10月30日	有限会社ひろせ川交通 （法人番号4370002017464） 川内　由信	宮城県仙台市太白区茂庭字熊野1番地の2	本社営業所	宮城県仙台市太白区茂庭字熊野1番地の2	文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和2年10月30日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）